

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年10月2日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、大崎市
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに達川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年10月2日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に入流する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年10月2日現在

福島県	出荷制限	
米(平成26年度)	H26.3.20～: 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年6月7日付け指⽰により観定された若生制限区域及び避難告示掲⽰準備区域に限る。)、猪苗町、高岡町(平成25年6月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、大湊町(平成24年1月30日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、東郷町(平成25年3月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、猪苗村(平成24年6月16日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)。他の定める若生制限区域にさしかかるまでの出荷制限の対象から除外。	
穀類	H27.3.20～: 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指⽰により観定された海道防護区域及び避難告示掲⽰準備区域に限る。)、猪苗町、高岡町(平成25年3月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、大湊町(平成25年11月30日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、東郷町(平成25年3月7日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)、猪苗村(平成24年6月16日付け指⽰により観定された海道防護区域を除く区域に限る。)。他の定める若生制限区域にさしかかるまでの出荷制限の対象から除外。	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22禁歓: 全域 H23.6.17～: 新元町、猪苗町及び小野川町並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川(川端との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流水を含む。) H23.8.17～: 駒見川(支流水を含む。) H24.3.26～: 新田川(支流水を含む。) H24.3.30～: 大田川(支流水を含む。) H24.4.3～H27.3.30禁歓: 駒見代町、駒見代町に流入する河川(支流水を含む。)及び日高川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流水を含む。) H24.6.7～H27.1.30禁歓: 猪苗町の久慈川(支流水を含む。)	
ヤマメ(稚稚を除く。)	H23.6.17～: 高岡町(支流水を含む。) H23.8.27～: 猪苗町のうち若生ダムの下流(支流水を含む。) H24.3.26～: 新元町、猪苗町及び小野川町並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川(川端との合流点から上流部分に限る。) H24.4.3～H27.1.30禁歓: 猪苗町の日々川のうちのうら木ダムの上流(支流水を含む。)ただし駒見川及びその支流水を含む。)及び日高川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流水を含む。) H24.6.7～H27.1.30禁歓: 猪苗町の久慈川(支流水を含む。) H24.8.27～: 猪苗町のうち若生ダムの上流(支流水を含む。)、高岡町(支流水を含む。)、新田川(支流水を含む。) H24.9.27～: 長瀬川のうち若生ダムの下流(支流水を含む。)	
ウグイ	H23.6.17～: 高岡町(支流水を含む。) H23.8.27～: 猪苗町のうち若生ダムの下流(支流水を含む。) H24.3.26～: 新元町、猪苗町及び小野川町並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川(川端との合流点から上流部分に限る。) H24.4.3～H27.1.30禁歓: 猪苗町の日々川のうちのうら木ダムの上流(支流水を含む。)ただし駒見川及びその支流水を含む。)及び日高川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流水を含む。) H24.6.7～H27.1.30禁歓: 猪苗町の久慈川(支流水を含む。)	
ウナギ	H24.8.27～: 猪苗町のうち若生ダムの下流(支流水を含む。)、高岡町(支流水を含む。)、新田川(支流水を含む。)	
アユ(稚稚を除く。)	H24.9.27～: 長瀬川のうち若生ダムの下流(支流水を含む。)	
イワナ(稚稚を除く。)	H24.4.12～H27.1.30禁歓: 長瀬川(支流水を含む。) H24.4.24～: 猪苗町、小野川町及び猪苗町並びにこれらの中間に流入する河川(支流水を含む。)、若見川のうち本名ダム下流(支流水を含む。)、長瀬川(川端との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日高川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流水を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19禁歓: 駒見川(支流水を含む。) H24.6.24～H26.8.25禁歓: 只見川のうちうら木ダムの下流(支流水を含む。) H24.6.24～H26.12.11禁歓: 只見川のうちうら木ダムの下流(支流水を含む。) H24.6.24～H27.1.14禁歓: 日高川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流水を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.8.27～: 猪苗町のうち若生ダムの下流(支流水を含む。)、阿武隈川(支流水を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流水を含む。)、阿武隈川(支流水を含む。)並びに日高川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)	
コイ(稚稚を除く。)	H24.8.19～: 猪苗町内の阿武隈川のうち若生ダムの下流(支流水を含む。) H26.8.16～: 猪苗町の阿武隈川のうち駒見ダムの下流(支流水を含む。)	
フナ(稚稚を除く。)	H24.4.27～: 新元町、小野川町及び猪苗町並びにこれらの中間に流入する河川(支流水を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流水を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) H24.5.10～: 猪苗町内の阿武隈川のうち若生ダムの下流(支流水を含む。)	
アシナメ	アカヒタビラ イカナゴ(稚魚を除く。) イシクゲイ ウスメリル ウミナゴ エゾノアライナメ キツヌバハル クロシシント クロソイ コモリカスベ サクラマス サブロウ シロムリル スズキ スマラレイ ハバガレイ ヒガラフ ヒラメ ホシザケイ マニア マコガレイ マコト ムラサメ ヒノスカイ アカフレイ スケウララ マガレイ ナガツカ マツカ ホシザケ ショウサイグ サヨリ カサゴ ユメカラサゴ ホウボウ ギタムラサキウニ	H24.6.22～: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.10.9禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.4.16禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.7.15～: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.7.26～H27.1.18禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～H26.10.5禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H25.2.14～H26.7.9禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H26.3.25～H26.5.28禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H26.6.22～H26.7.30禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.1.14禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び東京電力株式会社金川発電所の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.4.28禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.4.28禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.6.30禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.7.30禁歓: 最大高周時海岸線上宮城福島両県界の正の線、我が国固有的経済水域の外縫綫、最大高周時海岸線上福島茨城両県界の正の線及び福島県最大高周時海岸線で囲まれた海域
牛の肉	H23.7.19～H23.8.23～: 部門別: 全域(他の定める出荷制限の対象から除外する。) H23.11.4～: 猪苗町、南相馬市、広野町、楢葉町、猪苗町、大熊町、双葉町、浪江町、新町、川内村、猪苗村、新郷村 H23.11.29～: 猪苗町、二本松市、伊達市、木曾岬町、猪苗町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 那珂市、那珂川市、田布市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、磐倉町、矢郷町、猪町、天栄村、亘田村、西郷村、中島村、銚子村 H25.3.5～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、磐谷町、磐代町、会津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、北佐原村、湯川村、猪苗町、矢吹町、磐倉町、矢郷町、猪町、天栄村、亘田村、西郷村、中島村、銚子村 H26.1.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、磐谷町、磐代町、会津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北佐原村、湯川村、猪苗町、矢吹町、磐倉町、矢郷町、猪町、天栄村、亘田村、西郷村、中島村、銚子村 H26.1.30～: 全域 H26.1.30～: 全域 H23.12.2～: 那珂市、那珂川市、田布市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、磐倉町、矢郷町、猪町、天栄村、亘田村、西郷村、中島村、銚子村 H24.1.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、磐谷町、磐代町、会津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北佐原村、湯川村、猪苗町、矢吹町、磐倉町、矢郷町、猪町、天栄村、亘田村、西郷村、中島村、銚子村 H24.1.30～: 全域 H24.1.30～: 全域	

※██████████の箇所は、出荷制限の対象

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)
	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H22.8.8～H23.8.23：部幹飼料：全般（県の定める出荷：検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。） H23.12.2～H25.12.3：部幹飼料：全般（県の定める出荷：検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H25.1.22～：全般
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 栃木市 H23.8.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～： 渋川市、高崎市町、高安町 H24.10.10～： 長野村 H24.10.18～： 安中市 H24.10.25～： 高崎市町 H24.11.8～： 長野村
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～： 渡良瀬川のうち若狭瀬橋から東京電力株式会社佐久発電所新渡良瀬川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H25.1.23解除: 小川中(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～H24.11.9解除: 渡良瀬川のうちうら川田原の上流(支流を含む。) H24.8.8～H24.8.25解除: 渡良瀬川(支流を含む。)
水産物	イノシシの肉 グマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.10.10～： 長野村 H24.8.10～： 全般 H24.11.14～： 全般 H25.1.22～： 全般
	肉	H23.6.30～H24.5.28解除: 浦生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
	その他	茶
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～： 遠山町、皆野町 H24.10.29～： 皆がわ町 H24.11.5～： 遠山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ シニンギョウ、テンナンサイ、サンチュ ナセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 市原市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 市原市 H23.4.4～4.22解除: 市原市 H23.4.4～4.22解除: 市原市	
農産物	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.8～： 美郷子町、東町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏原市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝政町
	原木シタケ(露地栽培)	H22.10.11～： 美郷子町 H23.10.11～H28.10.14： 鹤見町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～： 鹤见市
	原木シタケ(施設栽培)	H23.12.22～H28.10.14： 鹤見町 H24.2.23～： 日高市 H24.4.10～： 白井市 H24.4.18～： 千葉市、八千代市
	ダンブナ コイ ワナギ	H24.5.19～H26.8.19： 鹤見町、山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.11.14： 鹤見町、山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.8.19～H26.8.19： 鹤見町、山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H26.11.20： 鹤見町、山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H28.10.14： 鹤見町、山武市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	肉	H24.7.19～： 千葉市、鶴見市、八千代市 H26.7.3～： 千葉市(水質汚濁度に端入する河川(支流を含む。)、千葉川(支流を含む。))
	イノシシの肉	H25.11.1～： 千葉市内(特設河川のうち埋立大河の下流(支流を含む。)に端入し、印旛用水槽地及び印旛水門の上流、阿蘇用排水第一槽水槽地の下流、八戸川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	その他	茶
		H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～4.29解除: 南足柄市 H23.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.8.2～11.1解除: 小田原市 H23.8.2～11.10解除: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	
	H24.11.5～： 全域(住吉市及び栗島港村を除く。)	
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～： 鶴岡市街、鶴岡河口周辺、鳴謝村
	コシアブラ	H24.9.20～： 鶴井沢町、御代田町 H24.10.1～： 小鶴町、南條村 H24.10.11～： 佐伯市 H25.10.1～： 小鶴町 H25.10.31～： 佐伯市 H26.5.21～： 鳥海町、鶴井沢町 H26.5.28～： 小鶴町、野沢温泉村 H27.5.28～： 木崎平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～： 鶴井沢町、御代田町 H24.10.1～： 小鶴町、南條村 H24.10.11～： 佐伯市 H25.10.1～： 小鶴町 H25.10.31～： 佐伯市 H26.5.21～： 鳥海町、鶴井沢町 H26.5.28～： 小鶴町、野沢温泉村 H27.5.28～： 木崎平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	
	H24.11.5～： 鶴巣場市、小山町 H25.10.3～： 豊士市、道市 H28.10.7～： 鶴巣市	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年10月2日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）
肉	イノシシの肉

※■の箇所は摂取制限の対象